

学校教育審議会答申

平成24年度函館市教育委員会の諮問事項「第2グループ中学校の再編について」に対し、次のとおり答申する。

記

1 再編後の学校数および統廃合の組み合わせについて

再編後の学校数は、望ましい学校規模が9学級以上という観点から4校体制も検討したが、近い将来に再び統廃合が必要となることも想定されることから、中長期的に安定した学校規模を保持するため、計画における再編の見通しどおり3校体制とする結論に至った。

また、統廃合の組み合わせにおいては、小・中学校の通学区域の連携や通学環境などの観点から検討した結果、港中学校はJR線で分断されるなどの地理的条件から他校との統合が難しく、また、現在、通学区域内において宅地造成が行われ、将来的に9学級を確保できる可能性も期待できることから、港中学校は現状とし、次の組み合わせとする。

- ア 凌雲中学校，光成中学校，的場中学校の3校を1校に統廃合する
- イ 五稜中学校，大川中学校，桐花中学校の3校を1校に統廃合する
- ウ 港中学校は現状

2 統合校の位置について

統合校の位置は、通学区域内の中心にあることが望ましいことを第1に考え、それぞれの校地面積や現状の教室数、学校の周辺環境などについても考慮に入れ、次のとおりとする。

- (1) アの統合校の位置については、的場中学校の敷地とする
- (2) イの統合校の位置については、桐花中学校の敷地とする

3 通学区域について

ア、イの統合校の通学区域は、それぞれ現在の3校をもって構成することが考えられるが、進学時の不安を軽減させるため一つの小学校から同じ中学校に進学できるよう可能な限り小・中学校の通学区域の連携を図るとすれば、次のとおり変更することが望ましい。

- (1) 宇賀の浦中学校の通学区域のうち北星小学校のエリア（海岸町1～9，17～19および大縄町4～5）はアの通学区域に変更する
- (2) 凌雲中学校の通学区域のうち千代田小学校のエリア（梁川町10～27と本町7～28）はイの通学区域に変更する

- (3) 五稜中学校の通学区域のうち柏野小学校エリア（柳町，五稜郭町37～43）はアの通学区域に変更する
- (4) 五稜中学校の通学区域のうち本通小学校エリア（中道1丁目1～21，23～35，富岡2丁目7（18～20））は本通中学校の通学区域に変更する
- (5) 桐花中学校の通学区域のうち北昭和小学校エリア（昭和4丁目1～11，14～16）は亀田中学校の通学区域に変更する

（付帯事項）

統廃合の実施にあたっては，当該の中学校および関連する小学校の関係者，保護者ならびに地域住民の十分な理解を得ながら円滑に行われるよう配慮するとともに，次のことに留意すること。

- 1 統廃合はできるだけ速やかに進めるよう努めること
- 2 通学区域の設定においては，保護者の意向を十分に汲み入れるよう努めること
- 3 統合校の施設は快適・安全かつ多様な学習展開を可能とする教育環境となるよう努めること